

兵庫県公報

令和5年5月8日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規定	1
正 誤	
○ 令和2年5月11日付け兵庫県公報第2号外	3

病院局管理規定

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年5月8日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第6号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
第45条の2中「附則第40条項」を「附則第26項」に改める。

附則第4項中「附則第79項」を「附則第65項」に、「附則第81号から第86号まで」を「附則第67項から第72項まで」に改める。

附則第5項中「附則第79項」を「附則第65項」に、「附則第84項」を「附則第70項」に、「附則第85項」を「附則第71項」に改める。

附則第6項中「附則第82項」を「附則第68項」に改める。

附則第17項から第29項までを削る。

附則第30項中「新型コロナウイルス感染症」の右に「(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号及び同法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）」を加え、同項を附則第17項とし、附則第31項を附則第18項とする。

附則第32項を削る。

附則第33項を附則第19項とし、附則第34項を附則第20項とする。

附則第35項中「附則第33項」を「附則第19項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第36項を附則第22項とし、附則第37項を附則第23項とし、附則第38項を附則第24項とする。

附則第39項中「附則第37項」を「附則第23項」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第40項を附則第26項とし、附則第41項を附則第27項とする。

附則第42項中「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第50項」を「附則第36項」に改め、同項を附則第28項とする。

附則第43項を附則第29項とする。

附則第44項中「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第42項」を「附則第28項」に、「附則第51項」を「附則第37項」に、「附則第60項」を「附則第46項」に改め、同項を附則第30項とする。

附則第45項中「附則第42項」を「附則第28項」に、「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第61項」を「附則第47項」に、「附則第76項」を「附則第62項」に、「附則第42項」を「附則第28項」に、「附則第43項」を「附則第29項」に改め、同項を附則第31項とする。

附則第46項中「附則第42項」を「附則第28項」に、「附則第44項」を「附則第30項」に、「又は第44項」を「又は附則第30項」に改め、同項を附則第32項とする。

附則第47項（見出しを含む。）中「附則第40項」を「附則第26項」に改め、同項を附則第33項とする。

附則第48項（見出しを含む。）中「附則第40項」を「附則第26項」に改め、同項を附則第34項とする。

附則第49項中「附則第75項」を「附則第61項」に、「附則第42項」を「附則第28項」に、「附則第40項」を「附則第26項」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第50項（見出しを含む。）中「附則第42項」を「附則第28項」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第51項の見出し及び同項中「附則第44項」を「附則第30項」に、同項中「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第51項」を「附則第37項」に、「附則第53項」を「附則第39項」に改め、同項を附則第37項とする。

附則第52項中「附則第51項」を「附則第37項」に改め、同項を附則第38項とする。

附則第53項中「附則第51項」を「附則第37項」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第54項中「附則51項」を「附則第37項」に、「附則第44項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第40項とする。

附則第55項中「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第55項」を「附則第41項」に、「附則第57項」を「附則第43項」に、「附則第59項」を「附則第45項」に、「附則第60項」を「附則第46項」に、「附則第55項」を「附則第41項」に、「附則第44項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第41項とする。

附則第56項中「附則第55項」を「附則第41項」に改め、同項を附則第42項とする。

附則第57項中「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第57項」を「附則第43項」に、「附則第59項」を「附則第45項」に、「附則第44項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第43項とする。

附則第58項中「附則第57項」を「附則第43項」に改め、同項を附則第44項とする。

附則第59項中「附則第57項」を「附則第43項」に改め、同項を附則第45項とする。

附則第60項中「附則第57項」を「附則第43項」に、「附則第44項」を「附則第30項」に改め、同項を附則第46項とする。

附則第61項の見出し及び同項中「附則第45項」を「附則第31項」に、同項中「附則第64項」を「附則第50項」に、「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第61項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第47項とする。

附則第62項中「附則第61項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第48項とする。

附則第63項中「附則第61項」を「附則第47項」に改め、同項を附則第49項とする。

附則第64項中「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第45項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第50項とする。

附則第65項中「附則第68項」を「附則第54項」に、「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第65項」を「附則第51項」に、「附則第45項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第51項とする。

附則第66項中「附則第65項」を「附則第51項」に改め、同項を附則第52項とする。

附則第67項中「附則第65項」を「附則第51項」に改め、同項を附則第53項とする。

附則第68項中「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第45項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第54項とする。

附則第69項の見出し及び同項中「附則第45項」を「附則第31項」に、同項中「附則第72項」を「附則第58項」に、「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第69項」を「附則第55項」に改め、同項を附則第55項とする。

附則第70項中「附則第69項」を「附則第55項」に改め、同項を附則第56項とする。

附則第71項中「附則第69項」を「附則第55項」に改め、同項を附則第57項とする。

附則第72項中「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第45項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第58項とする。

附則第73項の見出し及び同項中「附則第45項」を「附則第31項」に、同項中「附則第76項」を「附則第62項」に、「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第73項」を「附則第59項」に改め、同項を附則第59項とする。

附則第74項中「附則第73項」を「附則第59項」に改め、同項を附則第60項とする。

附則第75項中「附則第73項」を「附則第59項」に改め、同項を附則第61項とする。

附則第76項中「附則第40項」を「附則第26項」に、「附則第45項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第62項とする。

附則第77項中「附則第42項」を「附則第28項」に、「附則第44項」を「附則第30項」に、「附則45項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第63項とする。

附則第78項（見出しを含む。）中「附則第40項」を「附則第26項」に改め、同項を附則第64項とする。

附則第79項を附則第65項とし、附則第80項を附則第66項とする。

附則第81項中「附則第81項」を「附則第67項」に改め、同項を附則第67項とする。

附則第82項中「附則第82項」を「附則第68項」に改め、同項を附則第68項とする。

附則第83項を附則第69項とする。

附則第84項中「附則第40項」を「附則第26項」に改め、同項を附則第70項とする。
 附則第85項中「附則第42項」を「附則第28項」に、「附則第44項」を「附則第30項」に、「附則第45項」を「附則第31項」に改め、同項を附則第71項とする。
 附則第86項を附則第72項とする。
 別表第15の2中「附則第47項関係」を「附則第33項関係」に改める。
 附 則
 この管理規程は、令和5年5月8日から施行する。

正 誤

○令和2年5月11日付け（兵庫県公報第2号外）
 兵庫県病院局管理規程第7号（病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	上から7	及び	及び同条第9項
1	上から7	、これらに相当するものとして管理者が指定する同条第8項に規定する指定感染症若しくは	、これらに相当するものとして管理者が指定する同条第8項に規定する指定感染症若しくは同条第9項